



Title	生産地形成の理論：相対的有利性と地代をめぐって
Author(s)	山田, 定市
Citation	北海道大学農経論叢, 20, 89-109
Issue Date	1963-11
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/10813
Type	bulletin (article)
File Information	20_p89-109.pdf



[Instructions for use](#)

主産地形成の理論

—相対的有利性と地代をめぐって—

山 田 定 市

目 次	4 農業における相対的有利性
1 問題の限定	5 農業生産力の発展と相対的有利性
2 国際貿易とリカードの「比較生産費説」	6 む す び
3 前提条件の吟味	

1 問題の限定

さきに、われわれは、「主産地の展開構造」* のなかで、主産地形成の立論の基礎を地代論に求めて考察し、その後、若干の補足修正を試みた。** いうまでもなく、地代論で対象とされている農業地代は、もっぱら主穀生産に投ぜられた資本のもとでの地代に限定されている。

しかし、商品化をめざす農業生産が、地域的分化をとげる過程は、生産の対象となる諸作物のなかから、もっとも有利な作物がそれぞれの地域で主産物として定着する過程を示している。このばあい、主穀生産を対象とする地代論は、「じっさいにどの地域にどの作物が立地するか」という設問に対して明確に答えることができないし、それを可能とするような論理構成にはなっていない。この点についてはむしろ、チューネンやブリンクマンらによるドイツ農業経営学に詳しい考察をみることができ*** また、相対的有利性 (comparative

* 拙稿『主産地の展開構造』（『農経論叢』第17集所収）参照

** 湯沢誠・千葉燎郎編『日本農業の展開条件』第1編、第5章、農産物市場と開拓農業（拙稿）

拙稿『そ業主産地の形成と共同販売』（協同組合研究会編「価格問題と協同組合」所収）参照

*** 陣内義人『チューネンにおける経営組織と地代』（『農業総合研究』第17巻、第2号所収）参照

advantage) の原理が考察の手がかりとしてきわめて有効であることはすでに指摘しておいたとおりである。^{*} しかし、この原理だけに依拠すれば、作物を中心にした農業立地論にとどまってしまうであろう。この農業立地論は、経営としての立地の視点が欠けているため、現実には経営の専門化をとげながら進行する農業生産の地域的分化の過程を十分に解明しえないことはいうまでもない。

そこで、相対的有利性の原理と、地代論とを統一的に把握し、一貫した論理として組み立てることによって、はじめて現実の主産地の展開構造を解明する糸口をつかむことができよう。

ところで、相対的有利性の原理は、その基礎を、国際貿易におけるリカードの「比較生産費説」に置いているとはいえ、リカードの解釈、その論理の構成にあたって前提とされている条件、具体的な論理の展開方法などは、論者の立場によってまちまちである。したがって、われわれは、主産地形成の論理をくみ立てる過程で、すくなくともつぎの諸段階をへなければならぬ。(1)リカードの「比較生産費説」の正しい解釈と発展、(2)国際経済と農業を中心とした商品経済との共通点と相違点の整理、(3)「比較生産費説」の農業へのあてはめとその発展＝相対的有利性の原理の理解、(4)相対的有利性の原理と地代論との統一的把握、さらに、その動態的把握への発展。以上4点が小論でとりあげようとする課題である。

2 国際貿易とリカードの「比較生産費説」

(1) リカードの「比較生産費説」の骨子

まず、リカードの「比較生産費説」の骨子についてのべよう。かれは、その名著『政治経済学および課税の原理』の第7章外国貿易論のなかで、「一国内に於て諸貨物の相対価値を支配する同じ規則は、二国若しくは其以上の国々の間に交換せらるる諸貨物の相対価値を支配するものではない」^{**} という論述からはじめているが、その理由は、資本と労働が国内におけるように自由に移動しない点にあるという。それでは、どうなるのか。いわゆる比較生産費の原理は、リカードによってつぎのように説明されている。

「イギリスはラシャを生産するには1年間100人の労働を要し、またブドー酒を醸造せんと試みたならば、同一時間に亘って120人の労働を要するが如き事情の下に在るものとしよ。従ってイギリスはブドー酒を輸入し、而してラシャの輸出に依って之を購うことを利益とするであろう。

^{*} 拙稿『展開構造』14頁

^{**} リカード『経済学及び課税の原理』邦訳、岩波文庫版131頁

ポルトガルに於てブドー酒を生産するには、1年間僅に80人の労働を要し、また同じ国に於てラシヤを生産するには、同時間に亘って90人の労働を要するものとしよう。従つてポルトガルにとっては、ラシヤと交換にブドー酒を輸出するのが有利であろう。この交換は、ポルトガルの輸入する貨物がポルトガルに於てイギリスに於けるよりも少量の労働を以て生産せられうる場合に於ても、なお行われうるであろう。ポルトガルはラシヤを90人の労働を以て作りうるにかかわらず、なおこの国はそれを、その生産に100人の労働を要する国から輸入するであろう。何となれば、ポルトガルにとっては、その資本の一部分をブドー栽培からラシヤの製造に割いて生産しうべきよりも一層多くのラシヤをイギリスから交換し来るべき、ブドー酒の生産にむしろその資本を投ずる方が、有利たるべきを以てである。かくの如くしてイギリスは80人の労働の生産物に対して、100人の労働の生産物を与えるであろう。かかる交換は、同一国内の個人間には行われぬはずである。イギリス人100人の労働は、イギリス人80人の労働に対して与えられるはずがない。しかるに、イギリス人100人の労働の生産物はポルトガル人80人、ロシア人60人また東インド人120人の労働生産物と交換せられうるのである。】*

以上が、のちにジョン・スチュアート・ミルによって比較生産費説と名づけられた見解の核心の部分であるが、要約するとつぎの3点にならう。(1)諸貨物の交換価値はそれに投ぜられた労働によって決定されるという規則は国際間ではあてはまらない。(2)かれの示した事例によれば、イギリスがラシヤを、ポルトガルがブドー酒を輸出し、相互に交換するのが有利である。(3)交換は、一方の国が輸入する貨物を輸出国よりもわずかな労働によって生産するばあいにも行われる。この例では、イギリスの100人の労働がポルトガルの80人の労働と交換される。

これらの指摘をさらに要約すると、二国間の交易を決定するものは、絶対的生産費の較差ではなくて、比較的費用の較差である、ということに帰着するのであって、かれの見解が比較生産費説と名づけられる根拠もここにある。しかし、この比較生産費説は、ミルが正しく指摘しているように、国際的分業の必然性を論証する見解であるが、国際間の交換価値決定の理論を欠いている、という点に着目しなければならない。なぜならば、リカードのばあい、イギリスとポルトガルとのあいだでの、ラシヤとブドー酒の交換比率の決定について明確な根拠を与えていないからである。しかし、この交換価値決定にとらわれ

* リカード『原理』邦訳、上巻133頁～134頁

るのあまり、ミルのように相互需要説をもち出すことは、議論をかえって混乱させることになろう。

(2) 国際貿易と価値形態

われわれは、まず、さきののべたリカードの見解から摂取すべき点を摂取し、これを正しく発展させなければならない。

リカードの示した事例を、考察しやすくするために図解するとつぎのようになる。いま、両国間の交換について考察する前に、イギリスとポルトガルのそれぞれの国内において、ブドー酒とラシャがいかに交換されるか、という点について考えてみよう。

国	ブドー酒1単位生産に要する労働量	ラシャ1単位生産に要する労働量
イギリス	120	100
ポルトガル	80	90

いうまでもなく、商品の価値はそれじしんとしては眼に見える価値の姿（価値形態）をもっておらず、その商品が他の商品と交換されるときはじめて眼に見える姿をあらわす。いいかえれば、商品は、それが等置される他の商品の使用価値の一定量として、すなわち相対的価値においてのみ感性的な表現をうる。

さきのリカードの事例についてあてはめるならば、まず、ポルトガルにおいてブドー酒とラシャはつぎのような関係で等置される。このばあい、ポルトガルのブドー酒1単位は、80労働量よりなるみずからの価値を、0.89単位のラシャの使用価値によって表現される。また、イギリスにおいては、同じブドー酒の120労働量よりなるその価値は、同じように1.2単位のラシャの使用価値によって表現されている。

国	(相対的価値形態)	(等価形態)
ポルトガル	1単位のブドー酒 = $\frac{8}{9}$ (=0.89)単位のラシャ	
イギリス	1単位のブドー酒 = $\frac{6}{5}$ (=1.2)単位のラシャ	

さて、上にのべたような両国における2商品のそれぞれの交換比率を前提としたばあい、両国間の2商品の貿易はいかにして可能であろうか。このことについて考える際には、次のような重要な前提を必要とする。すなわち、商品価値は、他の商品との交換関係、価値関係においてはじめて感性的な表現をうるということは、国際貿易においても貫かれているという点である。この点については、すでに、木下悦二氏が正しく指摘しているところであって、価値

* 木下悦二編『論争・国際価値論』144頁

木下悦二『資本主義と外国貿易』121頁

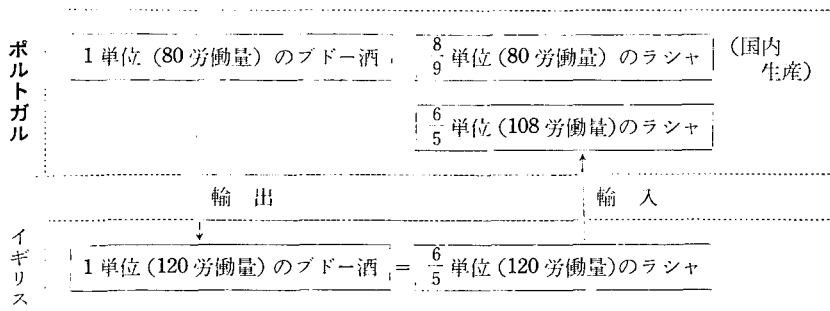
とくに、この観点からの農業に関する考察については、田辺良則『商業的農業の展開構造』参照。

形態論をふまえて論理を組みたてたばあいには、当然指摘できる前提である。*
そこで、この指摘をふまえて、国際的な商品交換について検討してみよう。

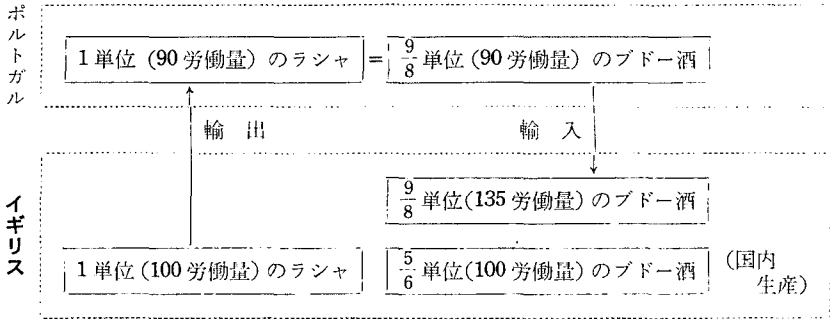
いま、リカードの事例にたちかえって、ポルトガルからイギリスにブドー酒が輸出され、逆にイギリスからラシャを輸入するものとしよう。そこで、ひとまず、2商品のみを交換を前提として、ポルトガルから1単位のブドー酒を輸出することによって、どれだけの量のラシャをイギリスから輸入することができるか、ということについて考えてみよう。このばあい、イギリスにむけて輸出されたポルトガルのブドー酒は、ポルトガルにおいてそれに投下された労働量80によってイギリスでの価値が規定されるのではなく、イギリスにおいてそれが再生産されるに要する労働量、すなわち、このばあいには120労働量によって規定されるのである。そこで、このブドー酒がイギリスでラシャによって交換価値をあらわすとすれば、ラシャ1単位は100労働量を必要とするのであるから

1単位の輸入ブドー酒 = $\frac{6}{5}$ (=1.2)単位のイギリス製ラシャ
という等置がなされる。したがって、イギリスでは、1単位の輸入ブドー酒の見返りとして1.2単位のラシャをポルトガルにむけて輸出するであろう。つまり、ポルトガルでは、1単位のブドー酒をイギリスに輸出することによって、1.2単位のラシャを輸入することができた。ところで、ポルトガルにおいて自国産のラシャと交換したばあいには、ブドー酒1単位によって $\frac{8}{9}$ 単位のラシャしかうることができないから、ポルトガルにおけるブドー酒所有者は、この貿易によって、国内交換におけるばあいに比べて $\left(\frac{6}{5} - \frac{8}{9}\right) = \frac{14}{45}$ (=28労働量)単位だけ多くのラシャをうることができる。これを図解すると下のようになる。

両国間のこのような交換は、イギリスにおける二商品の交換比率をもとにし
(ポルトガルからブドー酒を輸出したばあい)



(イギリスからロシアを輸出するばあい)



てブドー酒を相対的価値形態におき、ロシアを等価形態において考えたばあいであって、ここではイギリスの100労働量がポルトガルの90労働量にすぎないという関係がランシャの使用価値の自己同一性によってかくされている。イギリスにおいては、この貿易によって何らの損益も受けない。つまり、国内生産におけるばあいと全く同じことになるのである。

さて、同じようにして、逆に、イギリスが1単位のランシャをポルトガルに輸出することによって、どれだけの量のブドー酒を輸入することができるか、ということについて考えてみよう。このばあいにも、さきのばあいとまったく同じような考え方に立って説明することができる。このような貿易によって、イギリスにおけるランシャの所有者は、国内交換におけるばあいに比べて $\left(\frac{9}{8} - \frac{5}{6}\right) = \frac{7}{24}$ (=35労働量)単位だけ多くのブドー酒をうることができる。これを図解すると上のようになる。このような両国間の商品交換は、ポルトガルにおける二商品の交換比率をもとにして、ランシャを相対的価値形態におき、ブドー酒を等価形態において考えたばあいであって、ここでもやはり、イギリスの120労働量がポルトガルの80労働量と等価されるという関係がブドー酒の使用価値の自己同一性によってかくされている。ポルトガルは、この貿易によって何らの損益も受けない。つまり、国内生産におけるばあいとまったく同じことになるのである。

以上の二つの商品交換について整理するならば、つぎのようになる。すなわち、イギリスとポルトガルの両国における貿易は、ランシャかブドー酒のいずれかが、等価形態におかれて、その両国における労働生産性水準の相違が両国の国民的労働の関係を規制することになる。単純なる価値形態においては、いずれの商品も等価形態におくことができるのである。このばあい、いずれかの国が貿易によって何らの利益もうけないことが注目される。^{*}しかし、実際の質

易が、一方の国にとってのみ利益をもたらす、他方の国に何らの損益ももたらさない、ということは、対等な交易関係のもとではありえないとであり、現実の貿易も、このような関係には立っていない。^{**}

そこで、議論を進展させるために、総体的な、拡大された価値形態について考えてみよう。このばあい、ひとつの商品、たとえばブドウ酒の価値は、ラシャ以外の多くの商品のいずれの自然形態によってでも表現できる。いま、木下悦二氏の例にならって、ポルトガル、イギリスの両国において、ラシャ以外に鉄

* この点について、田辺良則氏は、われわれと同じ事例をもとにしながらか察をすすめ、次のように結んでおられる。「P国(ここではポルトガル—引用者)からE国(ここではイギリス—引用者)へのW(ここではブドウ酒—引用者)の輸出とE国からP国へのC(ここではラシャ—引用者)の輸出とは、P国には $\frac{28}{90}$ Cすなわち28労働日相当の、E国には $\frac{7}{24}$ Wすなわち35労働日相当の利益を与え、かくして、この貿易は相互に有利となる。」〔田辺良則『商業的農業の展開構造』24頁。このばあい、氏は、等価形態におかれた商品がP国とE国でそれぞれことなった労働日の体化物であることを前提とされ、とくにこの等価形態におかれた商品が金—貨幣商品として固定されるばあいには、両国間の労働日の関係も固定化されるという前提にたっておられる。しかし、われわれがさきに二つに分けて考察した両国間の二商品の交換が氏のいわれるように一回の交換のなかで同時に成立つためには、P国の90労働日＝E国の100労働日という関係とP国の80労働日＝E国の120労働日という関係を国民的労働の関係を規制するものとして同時に前提しなければならなくなる。これは、論理的に無理なことといわなければならない。したがって、どうしても、さきの2つの交換を、それぞれ、別々の交換として理解しなければならない。〕

** この点に関連して木下氏は次のようにのべておられる。「W(ここではブドウ酒—引用者)が $\frac{8}{9}$ C(ここではラシャ—引用者)と $\frac{12}{10}$ Cとの中間できまるという考え方が一般に支配的である。これは、Wは $\frac{8}{9}$ Cより有利に $\frac{12}{10}$ Cより不利に交換されるのでなければ、両国間の交換は起らないであろう、というまったく常識的な考え方に支配されている結果である。……しかし、商品の価値は、その再生産に要する労働量によって決定されるのだから……、価値通りの交換が前提されるかぎりWは当然 $\frac{12}{10}$ Cと交換されるのであって、ただ時には $\frac{8}{9}$ Cと交換されて、差額がE国(ここではイギリス—引用者)によって取得されるのである。」〔傍点引用者〕(木下悦二『論争・国際価値論』145頁)。このことをいいかえれば、価値通りの交換を前提とするかぎり、1回ごとの交換は、いずれか一方の国にしか、貿易による利益をもたらさないが、利益をうける国の立場が、その都度入れかわることによって継続的な交換のなかで、双方とも利益を受ける、ということになろう。しかし、この点については、一時点を区切った靜態論的考察のなかでは、解決がむずかしいように思われる。両国における商品価格の変動を加味する必要がある。

鋼，セメント，綿糸が下記のような労働量を含んでいるものとしよう。「それに
 応じて，ポルトガルのブドー酒は 80 労働量の体化物であるにもかかわらず，イ
 ギリスにおいて 120 労働量として評価されているという事実は何の変更もないの
 に，その交換価値は，たとえば鉄の場合には 2.5 トンが 3 トンに，セメントな
 らば 16 袋が 20 袋に，綿糸ならば 0.8 梱が 0.6 梱に，等々と様々の相異った率の
 変化によって表現されることになる。すなわち，80 労働量：120 労働量という
 同じ 1 つの関係が 1：1.2 あるいは 16：20 あるいは 8：6 という マチマチな交換
 価値の変化によってあらわれることになる」*。

各商品の 1 単位を生産するに要する労働量

国	商品	ブドー酒	ラシャ	鉄 鋼	セメント	綿 糸
ポルトガル		80	90	32	5	100
イギリス		120	100	40	6	120

この例によれば，ポル

トガルとイギリスの国民
 的労働が，鉄鋼が等価形
 態に立つときには 4 労働
 量=5 労働量，セメント

が等価形態に立つときに

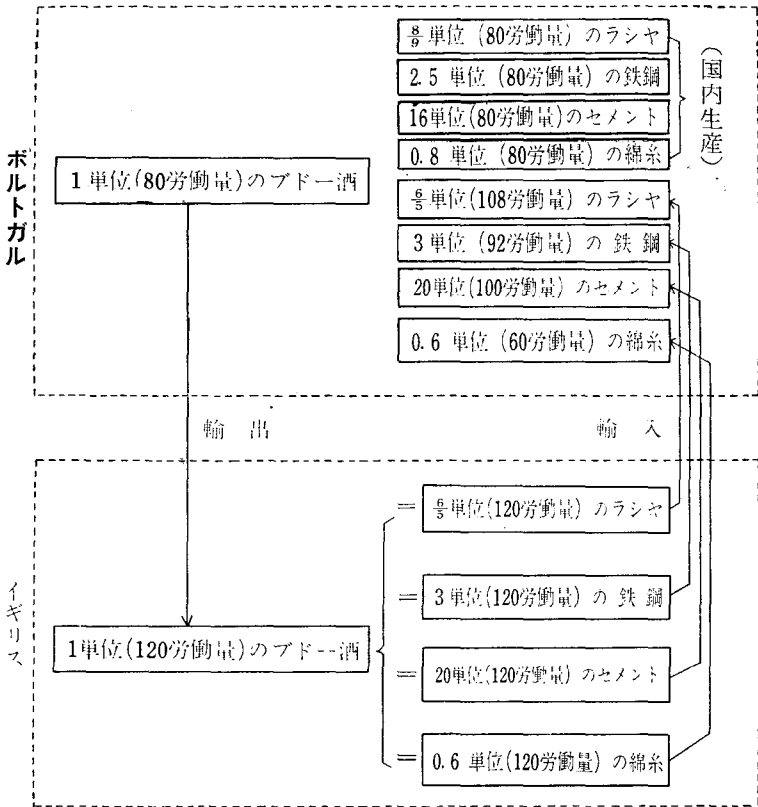
注 木下悦二『資本主義と外国貿易』P. 142
 は 5 労働量=6 労働量，綿糸が等価形態に立つときには 1 労働量=2 労働量，
 等々の関係におかれていることになる。しかし，このような両国の労働の関
 係が，それぞれの商品の使用価値の自己同一性によってかくされてしまっている。
 ここでは，いかなる商品が等価形態におかれても，この商品の両国における勞
 働生産性のひらきが両国の国民労働の関係を決定することになるが，「かかる意
 味での国民的生産力水準とは，その名に値しない相対的なものでしかない」**
 いま，このような関係のもとで，ポルトガルからイギリスにブドー酒を輸出し
 たばあいを凶解するとつぎの図のようになる。したがって，ポルトガルからイ
 ギリスに向けてのブドー酒の輸出は，綿糸を輸入するばあいをのぞいて，い
 ずれも国内生産に比べて有利性をもっている。これは，輸出商品（したがって相
 対的価値形態におかれる商品）をかえても同じことである。

さて，無限に発散してゆく交換関係をひとつに収縮するばあいにはどうであ
 ろうか。ここでは，すべての商品の価値をただ一つの商品によって統一的に表
 現する一般的等価形態が成立する。もし，さきの事例において，ブドー酒がこ
 の等価形態にあり，ラシャ，鉄鋼，セメント，綿糸等の価値が両国において
 いずれもブドー酒の使用価値量によって表現されるとすれば，ポルトガルの 80 勞
 働量がイギリスの 120 労働量と等置されるという両国の国民的労働の関係だけ

* 木下悦二『資本主義と外国貿易』141 頁～142 頁

** 木下悦二，前掲書 142 頁

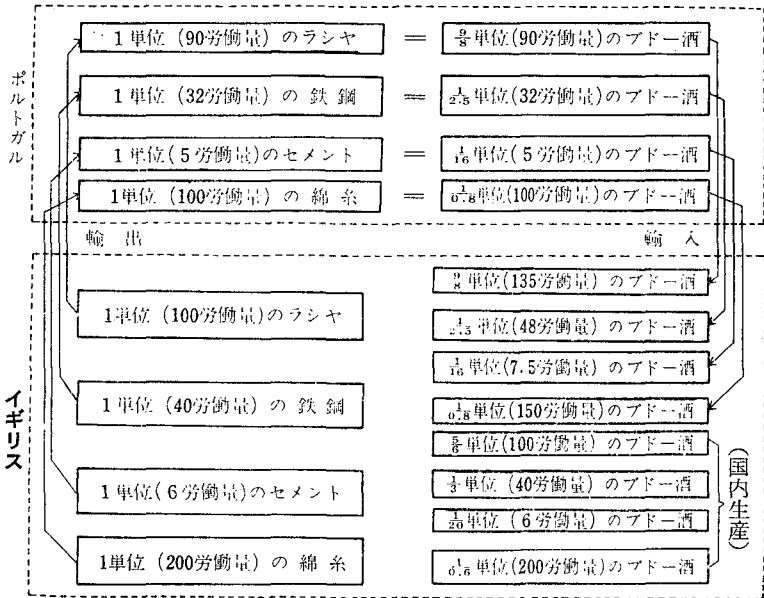
ポルトガルからイギリスへブドウ酒を輸出したばあい



は、他のどの商品が相対的価値形態におかれようとも共通的に貫くことになると同時に、ブドウ酒の使用価値の自己同一性によって、この関係がかくされてしまう。

ところで、ある商品が一般的等価形態におかれるということは、その商品が相対的価値形態から排除されていることを意味し、同時に他の商品が等価形態から排除されることを意味している。したがって、他の一切の商品は、直接的に交換されなくなる。この段階における両国間の貿易について、イギリスからポルトガルへの各商品の輸出によって、どれだけのブドウ酒をうることができるかについてみるとつぎの図のようになる。これによると、イギリスは、綿糸をのぞき、ラシヤ、鉄鋼、セメントの輸出によって、いずれも、国内交換におけるよりも多量のブドウ酒をうる事ができる。これに対し、ポルトガルでは、

イギリスからポルトガルへ各商品を輸出したばあい



何らの損益も生じない。

ところで、一般的等価形態たる役割は、いろいろな商品によって果されるが、その自然的性質が、このような役割を、果すのにもっとも適した商品が独占するようになるとき、一般的等価形態が貨幣形態に発展したことになる。この選ばれた地位を歴史上でかちえたものは金である。かくして、金以外のすべての商品が、金の一定重量でその価値を表現することになる。

さきの事例においては、一般的等価形態におかれた商品の両国における労働生産性水準の相違が、両国の国民的労働の関係を規制したが、いまや、金生産労働の生産力の両国における差が、国民的生産力水準を代表することになるわけである。しかし、もともと国民的生産力水準は、全生産部門の労働生産力水準の総合ないし平均として、各国の資本制生産の発展水準を反映するものである。しかし、金生産労働の生産力水準にはこのような国民生産力水準と一致しなければならない必然性が論理的にはふくまれていない。「しかも機能的には金の一単位がその両国において代表する価値の大きさにおいて、国民的労働相互間の関係を表現する役割を機能的に果して」* おり、このような機能を通し

* 木下悦二，前掲書 144 頁

て、貨幣価値の国民的相違は、たえず、国民的生産力水準にもとづく国民的労働の普遍的労働にひきよせられることとなる。しかし、この過程で、現実の商品の価格変動、金価値の変動のなかで、国際間の貿易が一時的に価値から背離して行なわれることがある。すでに考察したように、論理的に価値通りの交換のもとで、二国が貿易したばあい、一方の国がまったく損益を受けないにもかかわらず、現実にも両国とも貿易によって損益をうける根拠のひとつは、こうした事情のなかにも存するのである。*

さらに、資本制の生産様式のもとにおける商品生産は、市場価値ならびに生産価格の法則をめぐって展開されるわけであるが、国際貿易においても、この法則を無視することはできない。すなわち、輸出国、輸入国の双方において、商品の輸出入量の変化を通して、それぞれの国内における資本間競争（同一生産部門内および異部門間）がおこなわれる。いうまでもなく、このような市場価格の形成、変動の過程では、各種商品のそれぞれの生産部門における生産力の変化（上昇）がたえず認められる。

以上、国際貿易とリカードの「比較生産費説」の考察に多くの紙数を割きすぎたきらいがあるが、本節で知りえた点に若干の補足をして整理するとつぎのようになる。

(1) 資本と労働力の国際的な移動ができないという前提のもとで、リカードの「比較生産費説」をマルクスの立場に立って、とくに価値形態をふまえてみたばあい、さしあたり、単純な商品について、しかも二商品の現物交換としてみることができる。ここでは、自己の所有する商品とそれと異った使用価値をもった商品との交換をのぞむ商品所有者が商品交換の主体であり、国もそのような商品所有者群の代表とみることができる。したがって、貿易の損益は、それによって獲得できる商品の使用価値の大小にかかっている。

(2) かかる観点から、まず、単純な価値形態から考察をすすめたばあい、国際貿易においても、商品交換の内在的発展の帰結として貨幣の出現を不可欠とする。しかし、そのことによって価値通りの交換をむずかしくする条件が加わる。

(3) 「比較生産費説」は、それじたい国際貿易の静態的把握にすぎないが、それによって示された貿易の方向（どの国が何を輸出するかということ）を追求すると、動態的把握の問題として世界的な市場価格の変動をとりあげなければ

* さきにブドウ酒を一般的等価形態として図解した事例において、この一般的等価形態を金貨幣形態におきかえたばあい、イギリスの商品所有者は、多くのばあい、自己の商品を国内で販売し得るより多量の金をポルトガルとの貿易によって得ることができる。

ならない。このばあいには、商品は、もはや単純なる商品ではなく、資本の生産物としての商品を前提としなければならない。したがって、このばあいには、商品所有者が、交換によって、特定の商品のより多い使用価値の獲得をめざすのとはことなり、資本制的商品生産者が、販売（すなわち貨幣との交換）によって、より大きな利潤を取得するという見地から考察されなければならない。

(4) たとえば、ラシャとブドー酒を生産する二国、イギリスとポルトガルとがあつて、イギリスはポルトガルにラシャを輸出し、ポルトガルはイギリスにブドー酒を輸出することにそれぞれ有利性のあることが比較生産費説によって示されたばあい、これをもとにして、イギリスはブドー酒の生産をやめてもっぱらラシャの生産をし、逆にポルトガルは、ラシャの生産をやめてもっぱらブドー酒の生産をするようになる、とする見方がある。しかし、このような見方は、市場価値ならびに生産価格の法則を考慮に入れたばあい（資本制的生産であるかぎりこの法則をぬきにできない）、必然的にそうなるとみることができないであろう。また、このような分業化が、世界的な見地から有利であるといつても、資本主義のもとでは、あまり意味のないことである。なぜならば、資本主義国間では、相互に共通した世界的利益という観点は成立しないからである。

3 前提条件の吟味

国際貿易についての前節での考察は、(1)生産部門ごとにみられる両国の生産力のひらきの程度が、生産部門によって同じでないこと、(2)両国間で資本と労働力の自由な移動が行なわれないこと、という2点が前提となっている。「比較生産費説」を農業にあてはめて考えるばあいにも、この2点が十分に吟味されなければならない。

(1) 農業内における生産力格差

いっばんに、農業生産は、土地を主要な生産手段として行なわれる。このばあい、土壌の物理的・化学的組成が同じであっても、作物ごとにその土地に対する適性を異にし、また、ある作物を基準にした生産性の序列が、そのまま他の作物にもあてはまる、というわけではない。このような土地条件が地域によって異なるために、われわれは、第1に、自然的豊饒度の差にもとづく生産力の地域差のあることを指摘することができる。これは、農業生産力の地域差をもたらす端緒的な契機をなすものである。第2に、農業技術の発達に裏づけられた継続的な資本投下によって、農業生産力の地域差は、より高められた水準において平準化と拡大の過程をたどることになる。このばあいには、単なる農業生

産一般としてではなしに、歴史的（現実的）生産形態を媒介にして考察しなければならないであろう。

（2）資本および労働力の地域間移動

いっばんに、国家ないし国境が、資本および労働力の自由な移動を阻止する条件となっていることは、常識的にうなずけるところである。とくに経済学において国内市場をとりあげたばあい、それは世界市場、外国貿易を捨棄した一つの抽象領域としての市場構造をさしており、社会的総資本の生産と流通の全領域をさしている。したがって、社会的総資本として相異なる再生産構造をもつ2つの国内市場相互間において、資本と労働力の移動が自由に行なわれないということは、すなおに認めることができる。

ところが、農業においてとくに地域間移動をとりあげるばあいには、条件がきわめて複雑である。農業における地域設定は国際間の移動をとりあげるときのように、資本主義の再生産構造をふまえた論理的抽象として与えられるものではない。

そこで、まず、農業における資本主義的生産に照応する近代的土地所有を、資本および労働力の移動の阻止要因としてどのように理解すべきか、ということから検討してみよう。

いっばんに、農産物の市場価格は、最劣等地における生産価格によって規制される。その原因の第1は各土地の豊度（位置も含む）の不等性であり、第2は土地の制限性をその自然的基礎とする経営の独占である。このような市場価値法則のもとで発生した超過利潤が差額地代に転化し、土地所有者の手中に入らざるをえないのは、地主階級が地代を取得する過程で近代的土地所有の確立をみたことと、かかる超過利潤が、資本の力によってはどうにもならない原因によって発生しているため、むしろ資本の競争を貫徹するためには、第三者たる土地所有者の手に渡すほかないからである。したがって、農業生産においても、それが資本制的に行なわれるかぎり、資本の競争、したがって資本の自由な移動が前提となっているのである。もっとも、土地の有限性にもとづく経営の独占は、他の経営の自由な流入を排除するとはいえ、資本の競争（移動）そのものを止揚するものでなく、たかだか、それを困難にしているにすぎない。

かくして、近代的土地所有にもとづく資本制的農業生産のもとでは、農業内における資本の移動可能性を、国際間におけると同じような意味で否定することはできないであろう。むしろ、工業生産に比べて、相対的に移動が困難であるというにすぎない。したがって、労働力については、その移動可能性をより

はっきりと認めなければならない。

これに対し、歴史的に資本制農業生産に移行する以前の生産形態たる小農的農業においては、いちじるしく条件が異なる。小農的農業の直接的な担い手である小農は、みずから生産手段、したがって土地をも所有し、自己の保有する家族労働力を中心にして生産を行なう。ここでは資本としての自立が行なわれていないが、かりに、経営資金を擬制的に資本とみなしても、その移動可能性は著しく制限されているとみななければならない。また労働力も経営内にほとんど固定したままであるから、その移動可能性もほとんどないに等しい。したがって、かかる小農的農業の支配的な段階のもとでは、資本と労働力の地域間および経営間の移動可能性を大幅に制限して考え、ほとんど国際間におけるばあいと同じようにみなしてよいであろう。つまり、この条件のもとにおける限り、「比較生産費説」の農業における貫徹を認めることができるのである。

(3) 農業内における価値法則

ここで問題になるのは、価値規定に関することと、市場価値法則の偏奇についてである。まず、価値規定については、国際間ではそれぞれの国で異った価値規定を受けることが確認されている。その現実的な根拠は労働力の移動が完全に阻止されていることにあったわけであるが、農業内において地域差を論ずるばあいにはどうであろうか。

まず、資本制的農業のもとでは、価値規定の共通性を、農業内部についてはもちろんのこと、国内市場領域の全域にわたって認めることができる。

これに対し、小農的農業のもとでは、小農生産が支配的であるから、価値規定の共通性を無条件にあてはめるわけにはゆかない。とくに、自給部門が支配的なばあいにおいてはそうである。しかし、たとえ、小農生産であっても、商品生産としての発展の基礎には、価値規定の共通性があるとみるべきであり、農工間の労働力の流動、商品交換の進展などは、このことを裏づけているといえよう。

また、市場価値法則の偏奇については、「市場価値（価格）は、最劣等地における（個別的）生産価格によって規制される」ということを確認しておけば充分であろう。

4 農業における相対的有利性

まず、農業における相対的有利性を考えるにあたって考慮すべきことは次の諸点である。

(1) すでにのべたように、農業生産においては、土地種類の不等性があり、それに技術進歩が加わって、現実の農業生産力の地域差を形成している。しかし、このような生産力差は、小農生産のもとにおいては、個々の経営間の差としてあらわれる。したがって、国際貿易のさいに、二国間の生産力差を設定したのと同じように、生産力の地域差を明確にあらわすことはできない。つまり、農業内でのそれぞれの地域の生産力水準は、かならずしもそれぞれの地域内における自由な競争のもとに形成されたものではない。また、それぞれの地域を劃す限界も、国際貿易におけるほど明確ではない。したがって、地域設定とそれにもとづく生産力水準の地域差も、あくまでも相対的なものにすぎない。いま、典型的に P, E, 2 地域と W, C, 2 商品をとったばあいには、次の4つのケースが考えられる。

I もっとも特殊なケースであって P, E 2 地域における W, C 両商品それぞれの生産力水準が等しいばあい。

II W 商品については P 地域が E 地域よりも高い生産力をもっているが、反対に C 商品については、E 地域の方が高い。

III W, C の生産力がともに、P 地域は E 地域よりも高いうえに、両商品の両地域における生産力水準のひらきは同一である。

IV W, C とも P 地域は E 地域よりも生産力が高いが、そのうち W 商品の生産力のひらきが C 商品のそれよりもさらに大きい。

これらのケースのうち、絶対的生産力差ではなしに、相対的な生産力差を一般的に問題にできるのは、IV のばあいであろう。国際貿易についてリカードが設定した事例もこの IV にあてはまる。

(2) リカードの事例を、価値形態論的に理解したばあい、当初は、単純な商品についての現物交換としてみることができた。このばあい、商品交換の主体は、商品所有者であって、彼は自己の所有する商品と他人の所有する商品との交換によって、取得する使用価値をできるだけ多くしようとする。2 地域間、2 国間においてもこのことは共通にあてはまる。小農的農業の直接的な担い手である小農も、当初は、生活資料の大部分を自給するが、やがて、より多くの使用価値の取得をめざして商品交換を行なうであろう。そしてこの過程で、それぞれの商品について、自給するのが有利かあるいは交換するのが有利かという判断のもとに生産物の選択がなされる。しかし、やがて小農生産の目的が、貨幣収入によって、労働力の再生産を行なうことにおかれるようになると、つまり、小農的商品生産として発展するようになると、生産物の選択は、一定の

費用に対してより多くの貨幣収入をもたらすことを基準にすえて行なわれる。^{*} このことを「費用価格の実現」といいかえることができよう。このばあい、労賃水準については、かならずしも社会的水準がそのまま農業にあてはまるわけではない。小農民的農業においては、労働市場がきわめて狭隘であり、多くの労働力は、個々の経営内に固定されたままであるから、労賃の平準化は、直接的にはすすみえない。むしろ、生産物の販売による貨幣収入の増減を通して、労賃評価（支払労賃そのものとしてではなしに）の平準化が行なわれる。

以上の点を考慮しながら、リカードの事例をできるだけ生かす意味で、つぎのような事例を考えた。すなわち、同一面積に同額の資本を投下したあいばに、2商品、W、Cについて、それぞれP、E両地域で、つぎの表に示したような収量差があるものとする。^{**} また、商品（生産物）の単価は、P地域を限界地とすれば、W、CのP地域における単価が市場規制的な価格とみることができよう。これを、W、C両商品についてそれぞれa、bとしよう。これらは、同時にW、C両商品の費用価

地域	区分	商品（生産物）	
		W	C
P	単位面積当り収量	9	8
	単価	a	b
	単位面積当り収入	9a	8b
	単位面積当り費用	9a	8b
	単位面積当り地代	—	—
E	単位面積当り収量	10	12
	単価	a	b
	単位面積当り収入	10a	12b
	単位面積当り費用	9a	8b
	単位面積当り地代	a	4b

^{*} この点は、国際貿易について考察した際に指摘したことに照応している。すなわち、商品交換の拡大された形態としての国際貿易においても、貨幣形態が出現する段階では、より多くの貨幣取得を目的とする貿易がなされる。小農生産においても広汎な貨幣経済の浸透のもとでは同じように考えることができる。

^{**} いうまでもなく、リカードの例では、単位量当りの労働日を相互に比較している。田辺良則氏は、リカードの例にならってW（玉蜀黍） W（玉蜀黍） C（小麦）とC（小麦）の単位量の生産に要する土地 P 地方 80 90面積を同等とし、P地方とE地方も同等面積と E 地方 120 100して左記のような事例を作られ、P地方で、玉蜀黍について40労働日の超過利潤を生じ、これが地代に転化するとのおられる（田辺良則 前掲『展開構造』25～26頁）しかし、土地生産物については、同額の資本投下のもとでは、土地の優劣にもとづく単位面積当り収量差は不可避である。したがって、田辺氏のいわれるように「単位量の生産に要する土地面積を同等」とみなせるのは、技術の差、したがって土地以外の生産手段の改良にもとづく生産力差が土地の不等性にもとづく生産力差を相殺した結果にほかならない。つまり、さきを示された超過利潤は特別剰余価値にもとづくものであって地代には転化しない。

格 (C+V) を示すことになる。したがって、単位面積当り費用 (投下資本) は、W、C 両商品についてそれぞれ $9a$ 、 $8b$ となる。かくして、E 地域において、W 商品については a 、C 商品については $4b$ の超過利潤 (相当部分) を生じこれが地代 (名目地代) に転化する。他方、W、C 両商品について最劣等地 (限界地) となっている P 地域では、何らの地代も生じない。ところで、両商品に関して絶対的有利性をもつ地域において、いずれの商品が選択されるかということは、 a と $4b$ との大小関係できまらるであろう。いま、W、C 両商品について、同一額の資本投下をしたという前提にもとづいて、 a と b との関連をみれば $9a=8b$ となろう。したがって、E 地域における W についての地代を a とすれば、同じ地域における C についての地代は $4.5a$ になる。このばあいには、立地する商品の選択にあたっては E 地域の方が優先し、C 商品が選択される。これに対し、P 地域では、このままの条件のもとでは、W、C 両商品のいずれが立地しても同じであるが、すでに E 地域が C 商品を選択した、という条件を前提として考えれば W 商品が選択されることとなろう。そのいきさつはこうである。

いま、単純化のために、W、C 両商品に対する社会的需要を一定として考えるならば、* E 地域が C 商品の生産に重点をおくことによって、C 商品供給量 (市場出廻量) が増加する。もし、このことを無視して P 地域が C 商品の生産に重点を置くなれば、供給過剰となり市場価格の下落を招くこととなろう。そうすると、P 地域では C 商品について、費用価格を割ることになる。したがって P 地域では、むしろ、W 商品を選択する方が有利であろう。

このように、両地域において、生産する商品を選択するばあいには、単に、与えられた市場価格のもとにおける静態的な把握だけでは不充分であって、需給の動向、市場価格のうごきとの関連においてみななければならない。

いま、W 商品に対する社会需要が供給量の増加をこえて増加したとすれば、W 商品の市場価格が上昇するであろう。他方、W、C 両商品の P、E 両地域における費用価格を不変とし、C 商品の市場価格も変らないものとすれば、W 商品の市場価格の上昇過程でつぎのような関係が成立するであろう。すなわち、E 地域において W、C 両商品の地代額が等しくなるばあいを考えると、さききのべたような前提のもとでは、P 地域において W 商品について $3.15a$ の地代を生ずる。したがって、これより W の価格が上まわるような条件のもとでは P、

* 社会的需要を考えるばあい、国際貿易と国内商品交換とは区別しなければならない。すなわち、国際貿易のばあいには、社会的需要は各国について別個に考えるが、国内商品交換のばあいには、地域を別にしても共通した需要を考えなければならないであろう。

地域	商品(生産物)		W	C
	区分			
P	単位面積当り収量		9	8
	単 価		1.35a	b
	単位面積当り収入		12.15a	8b
	単位面積当り費用		9a	8b
	単位面積当り地代		3.15a	—
E	単位面積当り収量		10	12
	単 価		1.35a	b
	単位面積当り収入		13.5a	12b
	単位面積当り費用		9a	8b
	単位面積当り地代		4.5a	4b(=4.5a)

E両地域とも、W商品の生産を有利とするであろう。しかし、W商品の価格が1.35aのままC商品の価格がbよりすこしでも高くなれば、E地域ではC商品の生産、P地域ではW商品の生産を有利とするようになる。このばあい、C商品の価格が2.8b(=3.15a)の地代を生むほどに上昇し、さらにこれよりすこしでも上まわるとP、E地域ともにC商品を生産した方が有利になる。

以上の考察からも明かなように、小農的農業に相対的有利性をあてはめるばあいには、国際貿易についてリカードが原型として示したような単純な商品の現物交換を前提とするだけでは不十分である。交換の主体も単なる商品所有者ではなしに、商品生産者としての小農生産を中心に据えなければならない。したがって、このような生産形態を前提とする農業生産の分業化(地域的分化)は、地代取得をめぐる競争としてあらわれる。そのため、相対的有利性もまた、単位投下資本に対する地代の大小を基準にしてあらわすことができる。このばあい、地代発生の基準となる価格は費用価格である。ところで、いっぽんに資本制的商品生産のもとでは、同一部門内の資本間競争は、市場価値をめぐるであられ、異部門間の資本の競争は、生産価格をめぐるであられる。小農生産においては、もちろん、生産価格ではなしに費用価格が規制的となるが、この価格水準じたい社会的に確立したものではない。したがって、小農はより高い労賃評価を求めて、費用価格水準を基準にして、異った生産部門間の競争を展開する。とくに、よりすぐれた生産条件をもつ小農は、特別剰余価値に相当する部分をうけとり、このうち、土地種類の不等性にもとづく部分を差額地代(名目地代)として取得する。そのため、相対的有利性は、直接的には個々の農産物生産部門ごとの地代率の高低(投下資本に対する地代の割合)をめぐる展開されることとなろう。

* 霜給と価格変動について、すでに、ほぼ同じ論旨の指摘が行なわれているが、このことを、単純商品の現物交換におけるばあいのような、抽象的(したがって超歴史的)考察とただちに直結するばあいには、かえって議論をことさら狭い枠にとじこめてしまうことになる。岩片磯雄・金沢夏樹編『農業経営の進路』(I) 49頁～54頁。

ところで、このような見地から分析をすすめれば、当然、需給の変動、それにもとづく市場価格の変動を条件として考慮しなければならない。^{*}そして、さらに、このことを深めてゆくならば、農業生産力の発展にも目をむけて、より動態的にとらえることが必要となろう。^{**}

5 農業生産力の発展と相対的有利性

農業技術の進歩が、相対的有利性の序列をかえることは容易に理解できるところである。ここでの課題は、小農的商品生産において、これがいかにして、また、どのていど可能であるか、ということにあるといえよう。

いうまでもなく、農業生産力の増進は、それだけ、生産者の販売収入を増大させ、生産費を相対的に低下させる。さきの事例において、P、E両地域において生産力の増進がみられ、とくにP地域において、W、C両商品の生産費が低下し、しかも、市場価格が従来どおりに維持されたならば（最劣等地の移動）、P地域においても、W、C両商品について地代を生じ、相対的有利性の序列に変化を与える。しかし、これらの諸条件をそれぞれ相互に関連させて、相対的有利性の具体的な序列をつくることは、きわめて困難であり、また、このことが理論上、必ずしも不可欠とはいえないであろう。

そこで、本題にたちかえって、小農的商品生産における農業生産力の形成について、資本蓄積条件、土地条件の側面から考えてみよう。まず、小農は、いっばんに、費用価格の実現によって、家族労働力の再生産をはかるわけだが、その水準は、社会的平均的な労賃水準に比べて低く、たえず、上昇の契機もっている。したがって、資本蓄積のよりどころは、もっぱら地代相当部分に求められるが、それすら、生活資料の購入にふりむけられることがすくなくない。こうした条件のもとで、資本蓄積を行ないうるのは、優等地（正確には最劣等地以外の土地）に立地する小農であろう。このばあい、地代部分を蓄積した小農は、土地の拡大と自己の所有する同じ土地への継続的な投資の両側面を考えるであろう。しかし、前者については、土地所有の制限が強ければ強いほどそれ

他方、相対的有利性のゆきついた姿として、2二地域（ないし2国）が、それぞれの相対的有利性にもとづいて生産した結果、たがいに1商品しか生産しないばあいが議論されている。そして、そのようなすっきりした分業化の方が社会的に見ても有利であるという。しかし、これは、需給の動向や市場価格を不問としたきわめて特殊なばあいであって、現実性をもたない。また、社会的にみて有利かどうかということは、無政府的商品生産のもとでは、ほとんど意味をもたないであろう。

^{**} 矢島武『現代の農業経営学』134～136頁参照。

だけ困難であろう。また、土地取得をめぐる小農間の競争が激しくなればなるほど、地価の騰貴をまねき地価負担を過重にすることとなる。むしろ、このような土地拡大よりは、比較的小額の資本投下でこなしうる技術の導入に重点がおかれよう。具体的には、改良品種の導入、施肥、薬剤防除、その他肥培管理の改善、小農機具の導入、改良、さらに土地改良、などがその内容をなす。これを小農的技術と名づけることができよう。この技術は、程度の差はあっても、労働対象を中心とした流動資本形態の投下が大部分なので、土地所有の制約のもとでも、多くの小農が適用できる。したがって技術の平準化もはやく、この技術適用にもとづく地域差、個別経営間の差もそれほど長期には亘らない。生産力の地域差の主な原因は、やはり、土地種類の不等性にもとづいている。

しかし、やがて、小農じたいが、生産力的にゆきづまり、他方、国内における農村市場が拡大し、各種農機具、施設が導入されるなかで、労働手段の改良を中心とした固定資本の形態をとった資本投下が重きをなすようになる。これらの投資は、その性格上、細分できないから、多額の資本蓄積（あるいはそれに見合う資本借入条件）なしには行ないえない。また、多くのばあい、その導入にあたって一定の土地面積を要するであろう。これを小農的技術と区別する意味で大農的技術と名づけることができよう。この技術が、一定の導入条件を現実に要請するということは、その導入にあって、地域差、個別経営差をもたらし、生産力差を拡大する。これは主として、土地所有の制約の強弱、資本蓄積（借入）条件をめぐるであらわれよう。また、このような条件の差にもとづく生産力の地域差、個別経営差は、小農的技術にもとづくそれに比べて、より大きく、また、より長期にわたるであろう。

ところで、これらの技術進歩と生産力形成にもとづいて、相対有利性の序列は刻々変るが、土地所有が、基本的に自作農的土地所有にもとづいているかぎり、地代（率）が判断の基準となることにはかわりがない。

また、土地所有の制約のあらわれ方は、それぞれの農産物の生産部門ごとに異ってあらわれるから、序列の変化のなかでは、資本集約度のことなる異部門相互の競争がたえず行なわれている。^{*}そして、このような異部門間競争にもとづく相対的有利性の序列の変化を通して、農業生産の地域的分化がすすみ、この過程で、農産物ごとに主産地形成がいつそうすすむのである。

6 む す び

以上、小論では、リカードの「比較生産費説」に依拠しながら、農業生産に

^{*} 矢島武『現代の農業経営学』134頁～135頁

おける相対的有利性の問題を考察してきた。全体の構成からすれば、前半にウエイトがかかりすぎたきらいがあるが、がんらい、異った地域における生産物交換（ないしは配分）にひろくあてはまる「比較生産費説」を、資本制生産様式のもとにおける小農的商品生産にあてはめるためには、前段の考察は不可欠であったといえる。とくに、農業における自給度の高い小商品生産が、しだいに自給部分の割合をひくめて小農的商品生産となり、農業全体が商業的農業として展開してゆく過程を考察するにあたって、単なる商品所有者と、自作農的土地所有にもとづく小農的商品生産とを、商品交換の主体として区別することは、農業における相対的有利性を考察するにあたってぜひ必要なことであった。

ところで、このような、小農的商品生産を基底におく相対的有利性は、生産力段階の発展（その基礎には生産手段の質的な進歩がある）によって、その序列をかえるわけである。さらに、自作農的土地所有にもとづく小農的商品生産が、近代的土地所有にもとづく借地農資本家にかわったばあいには、相対的有利性の有効性は、いちじるしく制限されるであろう。なぜならば、農業においてこのような生産様式が支配的となれば資本間の競争がはげしくなり、農業における労働市場も拡大するからである。これは、とりもなおさず、相対的有利性の原理の前提そのものの否定である。この点について、本文中では十分にふれることができなかつた。しかし、残された問題のなかで、むしろ、重要なのは、資本制的農業生産に発展する経過的段階としての富農形成の段階で、生産力の展開をめぐる、農業生産の地域的分化がどのような形でどのていど進むか、ということであろう。また、このばあいに、相対的有利性の原理がどのていど貫徹するか、ということである。これは、とりもなおさず、主産地形成の動態的分析の展開である。

(1963. 6. 20)

(付記) 本稿をまとめるにあたって足羽進三郎教授、川村塚教授をはじめ、農協論、市場論のシンポジウムに参加された各位から貴重なご教示をいただいた。ここに記して謝意を表わしたい。